

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年6月27日（平成30年（行個）諮問第110号）

答申日：平成30年9月20日（平成30年度（行個）答申第103号）

事件名：本人による行政相談に係る相談対応票の不訂正決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「相談対応票（特定受付番号）」（以下「本件相談対応票」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成30年5月8日付け北海相第54号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書（その内容は別紙のとおり。）のとおり訂正を求める。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によれば、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由の（理由）（別紙のとおり。）のとおり。

##### （2）意見書

ア 審査請求人送信メール 特定年月日A送信 特定年月日B受理 特定年月日C電話

特定職員Aねつ造メール 特定年月日D送信 特定年月日E受理 同日電話

今回のメール 特定年月日F送信 特定年月日G受理 特定年月日H電話 特定年月日I受理になる。

イ 貸金庫業務は「金融・財務－預金・貸出」に含まれないから。

ウ 遺言執行者の貸金庫開扉権限の新たな制度要望先は、金融庁（北海道財務局）ではないから。遺言執行者の貸金庫開扉権限の新たな制度要望は、金融庁から全国銀行協会に伝えることはしないから。

北海道財務局特定職員Bから特定職員Cに伝えてある。

北海道財務局特定職員Dから特定職員Eに伝えてある。

北海道財務局特定職員Fから特定職員Gに伝えてある。

エ 特定職員Aがねつ造したメールを特定職員Eが切り貼りして作った行政苦情110番メールでは、「特定住所（明朝体。ハイフン半角）」となっている。

同様に、メール「特定住所（ゴシック体。ハイフン全角）」を所定の様式に複写した後、ゴシック体を明朝体に変換し、全角ハイフンを削除し、半角ハイフンを挿入するはずである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求の経緯

平成30年4月12日付けで、処分庁宛て、法27条1項の規定に基づき、下記2の保有個人情報について訂正請求があった。これを受けて、処分庁は、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないとして、同年5月8日付け北海相第54号で当該保有個人情報の訂正をしない旨の決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、同月14日付けで諮問庁に対し行われたものである。

#### 2 訂正請求の対象となった保有個人情報

本件訂正請求の対象となった保有個人情報は、本件相談対応票に記録された保有個人情報である。

#### 3 審査請求の趣旨

平成30年4月12日付けの保有個人情報訂正請求書のとおり訂正をしてほしい。

#### 4 諮問庁の意見等

##### （1）諮問庁の意見

相談対応票は、相談者からの相談内容に基づき、相談内容、処理状況の対応経過、相談者への回答等についてその概要を記録するものである。

今回の審査請求を受け、諮問庁が処分庁に請求内容の事実関係等について確認した結果、原処分に当たって処分庁が確認した結果と同様であることが確認できた。このため、当該保有個人情報に記載された内容は事実ではないとは認められず、訂正すべき特段の事情も見当たらない。

したがって、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しない。

##### （2）結論

以上のことから、原処分を維持することが適当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年6月27日 諮問の受理

- |           |               |
|-----------|---------------|
| ② 同日      | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月23日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年9月18日 | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、本件相談対応票に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、別紙のとおり、特定の文言等の訂正（削除）を求めるものであるところ、処分庁は、訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙のと通りの訂正を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、審査請求人が訂正を求めている保有個人情報（以下「本件対象訂正部分」という。）の訂正の要否について検討する。

### 2 法27条1項1号該当性について

本件対象保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、審査請求人が法12条1項の規定に基づき行った開示請求に対して、処分庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号の「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」に該当すると認められる。

### 3 訂正の要否について

(1) 当審査会において、諮問書に添付された本件相談対応票（写し）を確認したところ、本件対象保有個人情報が記録された行政文書は、審査請求人が特定年月日Fに北海道管区行政評価局に行政相談した事案について、当該相談の処理状況等を記録した相談対応票であり、そのうち本件対象訂正部分は、「受付年月日」、「行政分野分類」、「行政機関分類」及び「回答内容」の各欄の記載部分並びに本件相談対応票に添付された、当該相談の内容を北海道管区行政評価局内部で供覧した文書中の受付年月日及び住所について記載された部分であると認められる。

(2) 訂正請求を行う請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているか等の、請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、処分庁に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。仮に、訂正請求の請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や、当該根拠をもってしても請求者が求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないと解される。

(3) 本件対象訂正部分について

ア 諮問庁の説明の要旨

上記第3の4(1)のとおり。

イ 検討

(ア) 上記(1)のとおり、本件対象訂正部分は、審査請求人からの行政相談に対して北海道管区行政評価局が行った対応等が記載された部分であると認められるところ、審査請求人は、「特定年月日G」を「特定年月日J」に、「特定年月日G」を「特定年月日I」に、「特定住所(ハイフン全角)」を「特定住所(ハイフン半角)」に訂正すること並びに「行政分野分類」、「行政機関分類」及び「回答内容」の各欄の記載を削除することを求めている。

(イ) 審査請求人は、本件対象訂正部分について、過去に実際に送った行政苦情110番メールの事例では受付日の翌日に電話があったから、特定職員Eがねつ造した行政苦情110番メールでは受信したメールを所定の様式に複写した後全角ハイフンを削除し半角ハイフンを挿入しているから、貸金庫業務は預金・貸出ではないから、遺言執行者の貸金庫開扉権限の新たな制度要望先は金融庁(北海道財務局)ではないから、北海道財務局特定職員Bは特定職員Cに「貸金庫については監督当局として関与していない旨」回答しているからなどとして、上記(ア)のとおり訂正等すべき旨主張する。

しかしながら、「受付年月日」及び「回答内容」の各欄の記載部分並びに受付年月日及び住所について記載された部分については、審査請求人において、当該部分に記載された内容が、審査請求人からの行政相談を北海道管区行政評価局が実際に受け付けた年月日、当該行政相談に対して北海道管区行政評価局が実際に行った回答の内容及び審査請求人が当該行政相談を行った際に実際に入力した住所と異なると判断するに足りる内容等、訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な根拠等を提示しているとは認められず、その外、上記アの諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められないことから、当該部分に係る訂正請求(別紙の請求事項1及び4ないし6の関係)につき、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということとはできない。

また、法27条1項に規定する訂正請求の対象は、「事実」であって、行政機関等の「評価・判断」には及ばないと解されるころ、「行政分野分類」及び「行政機関分類」の各欄については、北海道管区行政評価局の担当者の「評価・判断」が記載されている部分であると認められるから、上記の各欄に係る訂正請求(別紙の請求事項2及び3の関係)は、「事実」の訂正を求めるものではないといわざるを得ず、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該

当するということとはできない。

(ウ)したがって、当該部分について、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別紙

### 保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由

#### 1 請求事項 1

##### (1) 趣旨 1

「特定年月日 G」を「特定年月日 J」に訂正せよ。

##### (2) 理由 1

過去に実際に送った行政苦情 110 番メールの事例では、受付日の翌日に電話があったから。また、特定職員 A がねつ造したメールでは、受付日の翌日に特定職員 C は電話をかけたことになっているから、北海道管区行政評価局では受付日の翌日に電話をかけ完結となるから。

#### 2 請求事項 2

##### (1) 趣旨 2

「金融・財務－預金・貸出」を削除せよ。

##### (2) 理由 2

貸金庫業務は預金・貸出ではないから。その他－その他の可能性が高い。

#### 3 請求事項 3

##### (1) 趣旨 3

「財務省－北海道財務局」を削除せよ。

##### (2) 理由 3

遺言執行者の貸金庫開扉権限の新たな制度要望先は金融庁（北海道財務局）ではないから。札幌法務局特定職員 H は特定職員 E に、「回答する立場にない」と言い、特定職員 E はそれにそのとおりだと納得しているので、法務省－札幌法務局にもならないから。

#### 4 請求事項 4

##### (1) 趣旨 4

「貸金庫の開扉に関する相談者の意見については、一般論として、金融機関に関する要望として北海道財務局に伝えることは可能と考える。」を削除せよ。

##### (2) 理由 4

北海道財務局特定職員 B は特定職員 C に「貸金庫については監督当局として関与していない旨」回答している。

北海道財務局特定職員 D は特定職員 E に同じことを回答し、特定職員 E は「本調査表を記載した担当者が既に退職していることから詳細が分から

なかったのだが、今のご説明でよく分かった。」と喜んでいた。

その後、特定職員Eは、審査請求人に対し北海道財務局が勘違いをしていると主張し始め、北海道財務局の担当者に直接意見を述べることができると主張し始めた。

それで、一日合同相談所（特定施設）で直接意見を述べに行ったが、できなかった。

特定職員Gが、北海道財務局に伝えることは可能と主張するので、北海道財務局特定職員Fに伝えに行った。その結果、北海道財務局は特定職員Gに嘘をつかないように注意することになったから。

## 5 請求事項5

### (1) 趣旨5

「行政苦情110番メール＝所定の様式に複写したもの」の「特定年月日G」を「特定年月日I」に訂正せよ。

### (2) 理由5

理由1に同じ。

## 6 請求事項6

### (1) 趣旨6

「行政苦情110番メール＝所定の様式に複写したもの」の「特定住所（ハイフン全角）」を「特定住所（ハイフン半角）」に訂正せよ。

### (2) 理由6

特定職員Eがねつ造した行政苦情110番メールでは、受信したメールを所定の様式に複写した後、ゴシック体を明朝体に変換し、全角ハイフンを削除し、半角ハイフンを挿入しているから。